

認定NPO法人の認定基準（PST算定）における 休眠預金等からの助成金の除外について

税制上の優遇措置の対象となる認定NPO法人制度において、認定の際に広く市民からの支援を受けているかどうかの判定に用いるPST算定式から、休眠預金等からの助成金を除外する制度改正を行いました（NPO法施行令、NPO法施行規則を改正。令和2年4月1日施行。）。

● 今次制度改正により、休眠預金等活用制度のもとで、NPO法人が、

○ 資金分配団体として指定活用団体から受け取る助成金の額

○ 実行団体として資金分配団体等から受け取る助成金の額

は、PST算定上の収入金額や寄附金額から除外します。

● 具体的には、PSTの相対値基準・絶対値基準について、「休眠預金等交付金関係助成金」を除外して計算します（次ページ参照）。相対値基準の小規模法人特例についても同様です。

● 今次制度改正により影響を受けるのは、

-NPO法人が認定を申請する場合

-認定NPO法人が更新の申請をする場合

か
つ

これらの申請を行うNPO法人が、休眠預金等活用制度の資金分配団体又は実行団体として助成金を受け取った実績がある場合

- この制度改正は、令和2年4月1日から施行されます。同日以後に行う認定NPO法人への認定申請等について、適用されます。
- NPO法人に関しましては、「特定非営利活動促進法に係る諸手続の手引き(平成29年12月)」も内容を更新しますので、ご参照ください。

Q&A

Q. JANPIAから受け取る資金としては、①事業費（実行団体への助成金、管理的経費）、②プログラム・オフィサー関連経費、③評価関連経費がありますが、このうち、どれを除外するのでしょうか？

A. JANPIAから受け取る資金の額はすべてPST算定上の収入金額や寄附金額から除外します。

Q. 休眠預金等活用制度においては、運用上、助成期間中に複数回に分けて助成金を受け取ることとされていますが、PST算定上除外される休眠預金等交付金関係助成金の額には、受け取る予定の額も含めるのですか？それとも実際に受け取った額のみを計上するのですか？

A. 休眠預金等活用制度における助成事業は複数年度を基本としており、JANPIAから資金分配団体へは、原則として年度ごとに、資金分配団体から実行団体には原則として6か月ごとに助成金が交付されます。PST上、助成金は実際に入金されたときに収益として計上され（内閣府NPOホームページQ&A3-2-16）、当該助成金の額は、年度ごとに作成する活動計算書に記載されます。PSTの値は活動計算書に記載された額をもとに計算しますので、PSTの算定から除外する休眠預金等交付金関係助成金の額は、実績判定期間内の活動計算書に記載された額、すなわち、実際に実績判定期間内に受け取った額となります。

※ 令和2年度の税制改正において、寄附金控除（税額控除）の対象となる公益社団法人・公益財団法人、学校法人・準学校法人、社会福祉法人、更生保護法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人日本学生支援機構のPSTの相対値基準・絶対値基準についても、「休眠預金等交付金関係助成金」を除外して計算することとされましたのでご注意ください。

認定NPO法人の認定基準（PST算定）における算定式の変更

パブリックサポートテスト（PST）の判定に休眠預金等活用制度に基づき事業を実施するために受け取った助成金（休眠預金等交付金関係助成金）が影響を与えないようにするため、当該助成金を算定式から除外することとなります。



パブリックサポートテスト（PST）の算定式

○ 相対値基準※

新たに分母の総収入金額から控除する項目、分子の受入寄附金総額から控除する項目に休眠預金等交付金関係助成金が追加されました。

- ① 一者当たり基準限度超過額
- ② 1,000円未満の寄附金
- ③ 寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金
- ④ **休眠預金等交付金関係助成金**

一者当たり基準限度額の計算

○寄附者が特定公益増進法人等の場合

（受入寄附金総額－**休眠預金等交付金関係助成金**）×50%

○寄附者がそれ以外の場合

（受入寄附金総額－**休眠預金等交付金関係助成金**）×10%

受入寄附金総額－**控除金額**＋社員の会費

総収入金額－**控除金額**

≥ $\frac{1}{5}$

- ① 国の補助金等
- ② 国等からの委託事業費
- ③ 法律に基づく事業のうち国又は地方公共団体の負担部分
- ④ 資産の売却による臨時収入
- ⑤ 遺贈等による寄附金のうち、一者当たりの基準限度超過額
- ⑥ 1,000円未満の寄附金
- ⑦ 寄附者の氏名又は名称が明らかでない寄附金
- ⑧ **休眠預金等交付金関係助成金**

※ 相対値基準の小規模法人特例を選択する場合、国の補助金等を分母・分子に算入する場合も上記原則の算定式と同様に、休眠預金等交付金関係助成金を控除します。

○ 絶対値基準

寄附者が休眠預金等交付金関係助成金を提供している場合、当該寄附者について判定基準寄附者の要件である金額を【3,000円＋休眠預金等交付金関係助成金の額】としました。

判定基準寄附者が、年平均して100人以上

年合計で下記の金額以上の寄附金を支出した者

① 原則：3,000円

② **寄附者が休眠預金等交付金関係助成金を提供している場合：**
3,000円＋休眠預金等交付金関係助成金の額

お問合せ

✓ 本パンフレットについて

内閣府休眠預金等活用担当室 TEL:03-6257-1171
<内閣府休眠預金等活用室ホームページ>
https://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html

✓ 資金分配団体、実行団体の選定に関する問い合わせ

日本民間公益活動連携機構（JANPIA）
TEL:03-5511-2020
<JANPIAホームページ> <https://www.janpia.or.jp/>

✓ NPO法人制度について

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（共助社会づくり推進担当）付 TEL:03-6257-1517
<内閣府NPOホームページ>
<https://www.npo-homepage.go.jp/>

✓ NPO法人以外の税額控除制度について

所管の各行政庁にお問合せください